

周南市要綱第108号

令和3年9月24日

周南市スマートシティ推進協議会設置要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

周南市スマートシティ推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決や経済的発展の両立を実現するため、IoT、AI、ロボット等の先端技術、ビッグデータ等を積極的に活用したスマートシティを総合的に推進することを目的として、周南市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スマートシティの推進に係る事業に関すること。
- (2) スマートシティの推進に係る意見の集約に関すること。
- (3) その他スマートシティの推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) コミュニティ組織を代表する者
- (4) 関係行政機関を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 スマートシティの推進に向けた諸課題等を検討するため、必要に応じてオブザーバーを設置することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については市長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明、意見、提言又は助言を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 スマートシティの推進に向けた諸課題等を検討するため、会長は、必要に応じて協議会にワーキンググループを設置することができる。

(守秘義務)

第8条 委員、オブザーバー及び会議の出席者は、本協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、情報企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は

会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。